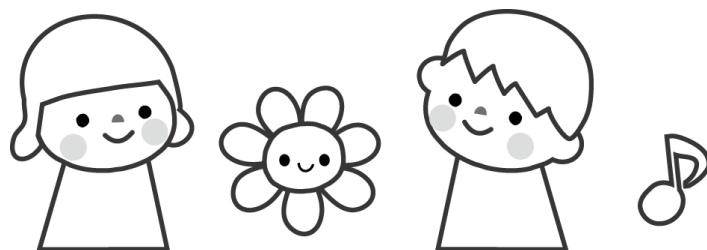


# 平成31年度

## 南三陸町立保育所入所申込案内



### 平成31年4月入所申込

#### 〈支給認定申請・利用申込受付〉

##### ①集中受付

〈日時〉平成30年11月20日(火)・21日(水) 午前9時から午後3時まで

〈場所〉総合ケアセンター南三陸1階 健診室

\*新規入所を希望されるお子さんは面接を行いますので一緒にお越しください。

##### ②随時受付

上記期間以降も随時受付を行いますが、集中受付期間内に申込みをされた方から優先的に利用調整を行います。

〈場所〉総合ケアセンター南三陸1階 保健福祉課子育て支援係窓口

土・日・祝日以外の平日 午前9時から午後5時まで

入所年齢	生年月日
0歳(満10ヶ月)	平成30年4月2日～平成30年6月1日
1歳	平成29年4月2日～平成30年4月1日
2歳	平成28年4月2日～平成29年4月1日
3歳	平成27年4月2日～平成28年4月1日
4歳	平成26年4月2日～平成27年4月1日
5歳	平成25年4月2日～平成26年4月1日

担当：南三陸町保健福祉課 子育て支援係

住所：南三陸町志津川字沼田14番地3 総合ケアセンター南三陸1階

電話：0226-46-1402 FAX：0226-46-4587

# 保育所とは

保護者が就労している、又は病気の状態にあるなどの理由で、家庭において保育することができないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

対象となる児童は、0歳から5歳までの小学校就学前のお子さんです。

南三陸町では、保育の必要性が高いと判断するお子さんが保育所を利用できるよう、提出いただいた書類を基に保育の必要性を判断し、利用調整を行った上で利用の決定を行っています。

入所承諾期間は、年度内の期間となりますので、次年度も引き続き保育所の利用を希望する場合は、この案内に基づいた利用申込みが必要となります。



## 入所の対象となるお子さん(児童)

次の①～③のすべてを満たしていることが必要です。

- ① 南三陸町内に住所がある（住民登録している）
- ② 2号認定又は3号認定の支給認定を受けている。
- ③ 児童の保護者が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している。

※同居の親族などがその児童を保育することができる場合は、優先度を調整します。

### 1 支給認定について

保育所を利用する場合は、次の区分による「支給認定」を受ける必要があります。認定された場合、支給認定通知書が交付されます。（支給認定証の交付を希望する方には、支給認定証が交付されます。）

#### 【支給認定の区分と基本の利用時間】

認定区分	対象者	基本保育時間（保育必要量）	町内の主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合（保育を必要としない）	教育標準時間 1日概ね4時間 (休園日：土・日・祝日、夏休み等あり)	名足こども園（幼稚園部分） 入谷がし幼稚園（幼稚園部分） あさひ幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	A 保育標準時間 1日最大11時間 (休所日：日・祝日、年末年始等)	志津川保育所、戸倉保育所 伊里前保育所 名足こども園（保育所部分） 入谷がし幼稚園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	B 保育短時間 1日最大8時間 (休所日：日・祝日、年末年始等)	志津川保育所、戸倉保育所 伊里前保育所 入谷がし幼稚園（保育所部分） マリンパル保育園

※3号認定の有効期間は、「児童が満3歳に到達する前日まで」ですが、満3歳到達時の手続きは不要です。満3歳到達時に2号認定の支給認定通知書または支給認定証を送付します。

※町外施設の利用を希望する場合は、保健福祉課子育て支援係にご相談ください。

## 2 保育を必要とする事由と保育所の入所可能期間について

保育所に入所することができる期間は、各年の4月1日から翌年の3月31日までが基本となりますが、保育を必要とする事由により以下のとおりとしています。

保育を必要とする事由		保育必要量	入所可能期間
就  労	就労（家庭外・内就労、自営業、内職など家事以外）していることを常態としているため A：月 120 時間以上の就労 B：月 48 時間以上 120 時間未満の就労	A：標準時間 B：短時間	年度末。ただし、雇用期間に定めがある場合は期間最終日を含む月の月末
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないため	標準時間	出産日予定日から起算して産前2ヶ月前から産後3ヶ月を経過する月末
疾病・障害	病気、けが、心身に障害があるため	標準時間 短時間	町長が必要と認める期間
介護・看護	同居または長期入院している親族を常に介護・看護しているため	標準時間 短時間	町長が必要と認める期間
災害復旧	震災、火災、風水害などの災害による復旧のため	標準時間	町長が必要と認める期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っているため	短時間	認定日から3ヶ月を経過する月末
就  学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため A：月120時間以上、B：月48時間以上120時間未満	A：標準時間 B：短時間	保護者の卒業予定日を含む月の月末まで
虐待やDVのおそれがある場合		標準時間	町長が必要と認める期間
育児休業取得時に、既に保育を利用している場合		短時間	町長が必要と認める期間
その他上記に類するものとして町長が必要と認める場合		標準時間 短時間	町長が必要と認める期間

※上記事由に該当しても、必ず入所できるわけではありません。利用調整を行います。

※就労先の変更、退職、妊娠・出産など、認定事由に変更が生じた際は、速やかに申し出願います。

申し出がない場合は、保育を必要とする事由の確認ができないと判断し、退所していただく場合があります。

## 3 優先利用について

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計の中心者の失業等の場合は、保育の優先的な利用が必要か判断し、必要性が高いと認められた方から利用調整を行う場合があります。

# 保育所利用料（利用者負担額）

## 1 平成31年度における利用料の算定について

利用料は、利用者負担額表により、認定区分と保護者（父、母）の市町村民税課税状況に応じて算定します。（収入の状況によっては、同居している祖父母のいずれかを含めて算定する場合があります。）利用料のほか、文房具購入費などは実費徴収となります。

区分	算定根拠
4月～8月分	平成30年度市町村民税所得割課税額（平成29年中の収入に基づく）
9月～翌年3月分	平成31年度市町村民税所得割課税額（平成30年中の収入に基づく）

## 2 延長利用料の算定について

延長保育は、認定された保育の必要量に応じて以下のとおり実施しています。利用時間が30分を超えるごとに100円の延長利用料がかかります。

### ■2号・3号認定（短時間：最大8時間）

7:30	8:30	16:30	19:00
延長保育	短時間	降所又は延長保育	

### ■2号・3号認定（標準時間：最大11時間）

7:30	18:30	19:00
標準時間	降所又は延長保育	

## 3 利用料の納付方法について

### （1）口座振替による支払い

毎月の利用料は、原則、口座振替による支払いになります。金融機関の窓口で申し込み手続きをしてください。引き落としは毎月25日です。（25日が土・日・祝日の際はその翌営業日となります。）

#### 【取扱金融機関】

七十七銀行（志津川支店）、仙台銀行（志津川・歌津支店）、気仙沼信用金庫（志津川支店）  
南三陸農業協同組合（志津川・歌津支店）、宮城県漁業協同組合（志津川・歌津支所）  
ゆうちょ銀行

#### 【手続きに必要なもの】

- ① 預金通帳（承諾書の宛名の方名義のもの）      ② 預金通帳の届出印

### （2）納付書による金融機関・コンビニエンスストアでの支払い

金融機関・コンビニエンスストアにて、期限までに納付してください。  
延長利用料は、納付書による支払いとなります。

## 南三陸町教育・保育施設等利用者負担額表

### 【1号認定】教育標準時間認定

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
第1	生活保護世帯	0円
第2	市町村民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯	2,000円 (0円)
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	4,000円 (1,000円)
第4	〃 211,200円以下	8,000円
第5	〃 211,201円以上	12,000円

### 【2号認定】保育認定（満3歳以上）

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	3,000円 (0円)	2,200円 (0円)
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	6,000円 (0円)	4,400円 (0円)
第4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	8,000円 (3,100円)	5,900円 (2,200円)
第5	( 〃 77,101円未満)	(5,300円)	(3,900円)
	〃 97,000円未満	12,000円	8,800円
第6	〃 169,000円未満	18,000円	13,100円
第7	〃 301,000円未満	24,000円	17,500円
第8	〃 397,000円未満	28,000円	20,400円
第9	〃 397,000円以上	32,000円	23,300円

### 【3号認定】保育認定（満3歳未満）

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	4,000円 (0円)	3,000円 (0円)
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	7,000円 (0円)	5,100円 (0円)
第4	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	10,000円 (4,000円)	7,300円 (2,900円)
第5	( 〃 77,101円未満)	(6,300円)	(4,600円)
	〃 97,000円未満	14,000円	10,200円
第6	〃 169,000円未満	20,000円	14,600円
第7	〃 301,000円未満	27,000円	19,700円
第8	〃 397,000円未満	36,000円	26,200円
第9	〃 397,000円以上	45,000円	32,800円

備考1 階層区分は、扶養義務者（父母など）の税額控除（調整控除を除く。）前の市町村民税所得割課税額で決定する。

2 生計を一にする最年長の子どもから数えて1人目は上表の額、2人目は半額、3人目以降は無料とする。

3 1号認定の第2階層及び2号・3号認定の第2階層・第3階層は、生計を一にする最年長の子どもから数えて2人目以降は無料とする。

4 1号認定の第2階層・第3階層又は2号・3号認定の第2階層から第5階層までの世帯（市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る。）であって、ひとり親世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯等である場合は、生計を一にする最年長の子どもから数えて1人目は上表の（ ）内の額、2人目以降は無料とする。

5 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

# 利用申込み等手続きの流れ

申込書類等配布

申込書類等配布：平成30年10月22日（月）開始

〈配布場所〉

保健福祉課（総合ケアセンター南三陸1階）、歌津総合支所窓口、各保育所、各子育て支援センター

※現在、保育所利用中の方は保育所から配布します。



支給認定

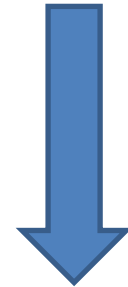
集中受付：平成30年11月20日（火）・21日（水）

午前9時から午後3時まで

〈場所〉 総合ケアセンター南三陸1階 健診室

※新規入所を希望されるお子さんは面接を行いますので一緒にお越しください。

集中受付日以降も随時受付は行いますが、集中受付期間内に申込みをされた方から優先的に利用調整を行います。



認定申請・利用申込み  
審査、調整

提出いただいた書類に基づいて保育の必要性を判断し、支給認定を行います。認定後に施設の利用調整を行います。



支給認定通知書・利用  
調整結果お知らせ送付

支給認定通知書（または支給認定証）と併せて利用調整結果のお知らせを郵便または施設を経由してお渡しします。審査、調整の結果、希望どおりの施設を利用できない場合があります。



施設利用説明会

3月初旬を目途に利用に関する説明会を開催します。（新規利用者のみ）日程などについては施設からお知らせいたします。



利用者負担額（利用料）決定

利用承諾された方へ利用者負担額（利用料）決定通知書を送付します。



利用開始

平成31年4月から利用開始となり、毎月、利用者負担額（利用料）を納付していただきます。ならし保育を行う場合があります。

# 申込みに必要な書類

入所の申込みに、以下の書類が必要になります。書類提出後、記載内容に変更が生じた場合は、再度提出をお願いします。

## 1 書類提出時の本人確認について〈全員〉

申込み時に本人確認のため、以下の書類の提示が必要となりますので御協力をお願いいたします。

来庁される方	本人確認提示書類
申込者本人 (申込書の保護者欄に記載の方)	次の①～③のいずれか ①個人番号カード（顔写真入りのカード） ②個人番号通知カードと顔写真入りの身分証明書（運転免許証等） ③個人番号が記載された住民票の写しと顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）
代理人 (申込者本人以外の方)	委任状と代理人の顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）に加えて次の①～③のいずれか ①申込者の個人番号カード又はその写し ②申込者の個人番号通知カード又はその写し ③申込者の個人番号が記載された住民票の写し

〈参考〉



## 身分証明書としての取扱いについて

### マイナンバーの「通知カード」



**身分証明書として利用できない**

○マイナンバー（個人番号）の確認は可能ですが、身分証明書として使用することは出来ません。

### マイナンバーカード（個人番号カード）



**身分証明書として利用できる**

○マイナンバー（個人番号）の確認と身元確認が、これ1枚で可能

## 2 提出書類について

提出書類				
全 員 共 通	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書（現況届）兼施設利用（調整）申込書 （入所申込児童1名につき1部必要です）			
	<input type="checkbox"/> 健康調査票 （入所申込児童1名につき1部必要です） <u>〔重要〕アレルギー等特記事項があれば証明できる書類を必ず添付してください</u>			
	<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類 提出が必要な世帯員：父、母、その他18歳以上65歳未満の同居世帯員 （きょうだいで入所を希望される場合、以下の証明書の提出は1部で構いません）			
	確認	事由	提出書類（様式）	提出書類（添付）
		就労	就労（見込）証明書 自営業等申告書	
		妊娠・出産		母子手帳に記載の出産（予定）日を証明できるページの写し
		疾病・障害	疾病・障害状況申告書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断書等証明できる書類</li> <li>通院等に係る領収書の写し（直近2ヶ月分）</li> <li>身体障害者手帳等</li> </ul>
		介護・看護	介護・看護状況申告書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断書等証明できる書類</li> <li>介護認定等証明できる書類</li> </ul>
		災害復旧	申立書	り災・被災証明書等
		求職活動	求職状況申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>面接案内（結果通知書）</li> <li>ハローワーク登録証等</li> </ul>
		就学	就学等（予定）申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学・在学等証明できる書類</li> </ul>
	虐待・DV	申立書	状況を証明できる書類	
	育児休業	就労（見込）証明書		
	その他	申立書	保育が必要なことを証明できる書類	
該 当 者 の み	（きょうだいで入所を希望する場合、以下の書類の提出は1部で構いません） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書などの写し 世帯員に在宅の障害者（児）の方がいる場合 <input type="checkbox"/> 利用児童世帯状況届出書及び関係性等確認できる書類 児童の兄弟が南三陸町に住民票を置いていない場合			

※提出書類様式は、各関係施設で配布しているほか、町のホームページからもダウンロードできます。



# 利用申込み後の変更手続き・退所手続き

入所決定後に提出している書類等の記載事項に変更が生じた場合や町外転出などにより退所する必要が生じた場合等は、以下の手続きが必要となりますので速やかに申し出ください。

変更事項があったにも関わらず、届け出を行わなかった場合は、入所を取り消す場合がありますのでご注意願います。

## 1 家庭状況に変更が生じた場合

家庭の状況に変更が生じた場合は、速やかに、保健福祉課子育て支援係又は入所している保育所に連絡してください。保健福祉課子育て支援係において、必要な手続きを行います。

(例) 就労状況の変更、保護者の変更、同居世帯員の増減、育児休暇の取得、住所変更など

## 2 入所の対象条件に該当しなくなった場合

### (1) 保育所に入所中の場合

入所している保育所を退所していただくことになります。

保健福祉課子育て支援係又は入所している保育所へ連絡ください。

退所の手続きを保健福祉課子育て支援係において行います。

### (2) 保育所に入所していない場合

保育所への入所ができません。

保健福祉課子育て支援係へ連絡ください。

入所申込みに係る取下げの手続きを行います。

## 3 退所について

町外への転出などで施設を退所する場合は、利用施設及び保健福祉課子育て支援係まで連絡をお願いします。転出先の住所等を確認した上で、退所届の提出など必要な手続きを行います。

# 南三陸町立保育所・認定こども園一覧

## 南三陸町立志津川保育所

所在地	南三陸町志津川字新井田166番地1
電話	0226-46-3679
FAX	0226-46-3687
利用定員	90人（うち3歳未満児：24人）
対象児	0歳児（10ヶ月）～5歳児（就学前）

## 南三陸町立伊里前保育所

所在地	南三陸町歌津字伊里前325番地5
電話	0226-36-2062
FAX	電話と同じ
利用定員	70人（うち3歳未満児：14人）
対象児	0歳児（10ヶ月）～5歳児（就学前）

## 南三陸町立戸倉保育所

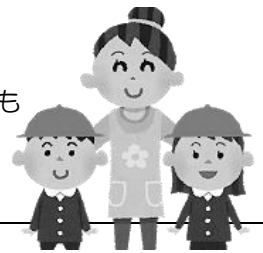
所在地	南三陸町戸倉字宇津野50番地10
電話	0226-46-9134
FAX	0226-28-9365
利用定員	40人（うち3歳未満児：12人）
対象児	0歳児（10ヶ月）～5歳児（就学前）

### ★保育方針

『心豊かでたくましい子どもを育てます』

#### 保育目標

- 1 心身ともに元気な子ども
- 2 豊かな感性と思いやりのある子ども
- 3 よく考えて行動できる子ども



### 【志津川保育所・戸倉保育所・伊里前保育所共通】

開所時間	月曜～土曜日 午前7時30分～午後7時 ※土曜日の保育は集約保育となります。（志津川保育所と戸倉保育所、伊里前保育所と名足こども園）
休所日	日曜日、祝日、年末年始 ※その他町長が必要と認めた日
保育時間	【保育標準時間】 月曜～土曜日 午前7時30分～午後6時30分 【保育短時間】 月曜～土曜日 午前8時30分～午後4時30分
延長保育	【保育標準時間利用の場合】 午後6時30分～午後7時 【保育短時間利用の場合】 午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後7時 ※延長保育は別途料金が発生します。

## 南三陸町立名足こども園（認定こども園）

所在地	南三陸町歌津字小長柴67番地4
電話	0226-36-2320
FAX	電話と同じ
利用定員	40人
対象児	3歳児～5歳児（就学前）
開園時間	月曜～土曜日 午前7時30分～午後6時30分 ※土曜日の保育は伊里前保育所と集約保育となります。

休園日	日曜日、祝日、年末年始 ※その他町長が必要と認めた日 ※教育標準時間の場合は、上記に加え、土曜日、夏休み、冬休み、春休み
-----	---

保育時間	【教育標準時間】 月曜～金曜日 午前9時～午後1時 【保育標準時間】 月曜～土曜日 午前7時30分～午後6時30分 【保育短時間】 月曜～土曜日 午前8時30分～午後4時30分
延長保育	【保育短時間利用の場合】 午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後6時30分 ※延長保育は保育認定（短時間）の児童のみです。また、別途料金が発生します。

### ★保育方針

『ひとり一人を大切に、心豊かでたくましい子どもを育てる』

#### 保育・教育目標

- 元気いっぱい 丈夫な子ども
- 笑顔いっぱい なかよく遊ぶ子ども
- 夢いっぱい がんばる子ども

